

○東京藝術大学契約審査委員会要項

〔平成19年3月6日〕
学 長 裁 定

改正 平成20年4月15日 平成25年10月24日
平成27年4月1日 平成27年5月14日

(趣旨)

第1条 この要項は、東京藝術大学契約規則（以下「契約規則」という。）第25条及び第33条に定める契約審査委員会（以下「委員会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 委員会は、契約に関する所要事項を審査し、契約の締結について公正かつ適正な執行を図ることを目的として設置するものとする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 監事
- (2) 総務課長
- (3) 戦略企画課長
- (4) 施設課長
- (5) 当該契約事務担当課長補佐
- (6) 外部有識者 若干人

2 前項第6号の委員は、公正中立の立場で客観的に契約についての審査等を適切に行うことができる外部有識者のうちから、学長が委嘱する。

3 委員会に委員長を置くものとし、委員長は委員の互選により選出するものとする。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる事項が生じたときに開催する。

- (1) 契約規則第25条第2項により審査請求があった場合
- (2) 契約規則第33条による場合
- (3) その他契約事務受任者から審査要求のあった当該契約に関する重要な事項

2 前条第3項に定める委員長の選出は、委員会開催の都度行うものとする。

(委員会の任務)

第5条 委員会は、審査要求事項について審査し、その適否等について意見を添えて（意見が一致しないものについては、その内容を含む。）契約事務受任者に、書面をもって通知するものとする。

(審査意見の決定方法)

第6条 委員会の審査意見は、原則として委員長及び委員全員の意見の一致によるものとし、意見が一致しない場合は委員長の決定するところによる。

(事務)

第7条 委員会の事務は、当該契約事務担当課における契約担当係において行い、委員会の運営に関する事務及び議事録の作成保管その他必要な事務を処理する。

附 則

この要項は、平成19年3月6日から施行し、平成19年3月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。